

平成 26 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

1 議 案 第 68 号 ~ 議 案 第 84 号 (降 壇)

平 成 26 年 11 月 27 日 提 出

伊 佐 市 長

平成26年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案17件について説明申し上げます。

議案第68号「鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、肝付東部衛生処理組合の解散により鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及び同組合が共同処理する常勤職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に、枕崎市と西之表市を加えることに伴い、同組合同規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

これは、「平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとして、11月19日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、11月21日の衆議院の解散を見越して、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を実施するため、追加の措置を講じたものです。

次に、議案第70号『平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）』について説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について、歳出から順次説明申し上げます。

総務費は、市有林の管理に関する経費に所要の措置を講

じたほか、市内公共交通の確保維持に係る経費に追加の措置を講じ、民生費は、障がい者の地域生活支援、介護保険事業特別会計への繰出金及び私立保育所等の運営支援に要する経費に追加の措置を講じております。

衛生費は、汚泥再生処理センターの敷地造成に要する経費に追加の措置を講じ、農林水産業費は、農地地図システムの更新に係る経費を新たに措置したほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金に追加の措置を講じております。

商工費は、湯之尾駐車場整備に要する経費に追加の措置を講じ、土木費は、地方特定道路整備事業の負担金、大口里地区の浸水対策事業に追加の措置を講じております。

教育費は、湯之尾小学校、大口中学校及び菱刈中学校の施設維持補修に要する経費に追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,445万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億9,935万8千円とするものであります。

このほか、国体カヌー競技準備事業及び汚泥再生処理センター施設整備事業に明許繰越しによる繰越の措置を講じ、債務負担行為では、一般廃棄物収集運搬業務委託等の5件を追加し、地方債では、過疎対策事業について限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第71号『平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費及び介護納付金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,755万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,312万5千円とするものであります。

次に、議案第72号『平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,551万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,875万1千円とするものであります。

次に、議案第73号『平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において処理場の需用費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,813万2千円とするものであります。

次に、議案第74号『平成26年度伊佐市水道事業会計補正予算(第2号)』について、説明申し上げます。

今回の補正は、収益的支出について所要の措置を講じ、収益的支出の総額を4億9,364万9千円とするものであります。

次に、議案第75号『伊佐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例』の制定について、及び議案第76号『伊佐市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法が一部改正され、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、及び「包括的支援事業の実施に関する基準」を市町村の条例で定めることとされたことに伴い、本条例を定めるものであります。

次に、議案第77号『伊佐市国民健康保険条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号『伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」により「非常勤消防団員等に係る損害補償の基

準を定める政令」が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 79 号『伊佐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例』の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 80 号『伊佐市過疎地域自立促進計画の一部変更』について説明申し上げます。

本件につきましては、平成 22 年 12 月議会において可決、策定いたしました「伊佐市過疎地域自立促進計画」について、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」に新規事業を追加する等の変更を行い、事業を実施したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、計画の一部変更を行うものであります。

次に、議案第 81 号『教育委員会委員の任命』について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります永野（ながの）治（おさむ）氏の任期が本年 12 月 11 日をもって満了となりますが、引き続き永野氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第 82 号から議案第 84 号までの『固定資産評価審査委員会委員の選任』について説明申し上げます。

これは、現在の委員であります、竹下（たけした）静雄（しずお）氏、倉野（くらの）泰二（やすじ）氏、桐原（きはら）茂太（しげた）氏の3人の方々の任期が、本年12月11日に満了となることから、引き続き3人の方々を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案17件について説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

————— 降 壇 —————